

発議案第6号

議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

上記議案を別紙のとおり、君津市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和3年11月26日

提出者	君津市議会議員	小倉靖幸
賛成者	同	高橋明
	同	磯貝清
	同	野上慎治
	同	橋本礼子

君津市議会議長 三浦章様

提案理由

一般職の職員の期末手当の支給率の引下げを踏まえ、議会議員の期末手当の支給率の引下げを行うため、議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和45年君津市条例第5号）の一部を改正しようとするものである。

君津市条例第 号

議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和45年君津市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の222.5」を「100分の207.5」に改める。

第2条 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の207.5」を「100分の215」に改める。

附 則

この条例は、令和3年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>第1条による改正 (期末手当) 第5条 省略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の207.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 省略 3～4 省略</p> <p>第2条による改正 (期末手当) 第5条 省略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の215</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 省略 3～4 省略</p>	<p>(期末手当) 第5条 省略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の222.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 省略 3～4 省略</p> <p>(期末手当) 第5条 省略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の207.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 省略 3～4 省略</p>